

はんなんしぎかいきほんじょうれい あん 阪南市議会基本条例（案）

もくじ 目次

ぜんぶん 前文

だい1しょう そうそく だい1じょう
第1章 総則（第1条）

だい2しょう ぎかい およ ぎいん かつどうげんそく だい2じょう だい3じょう
第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

だい3しょう しみん ぎかい かんけい だい4じょう
第3章 市民と議会の関係（第4条）

だい4しょう ぎかい しちょうとう かんけい だい5じょう だい6じょう
第4章 議会と市長等の関係（第5条・第6条）

だい5しょう ぎかい かつどう だい7じょう だい15じょう
第5章 議会の活動（第7条—第15条）

だい6しょう ぎかい およ ぎかいじむきよく たいせいせいび だい16じょう だい20じょう
第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条—第20条）

だい7しょう ぎいん せいじりんり ていすうおよ ほうしゅう だい21じょう だい22じょう
第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第21条・第22条）

だい8しょう じょうれい いち ほそく だい23じょう だい24じょう
第8章 条例の位置づけと補則（第23条・第24条）

ふそく 附則

はんなんし は、アマモの^{そだつ}育つ魚庭（なにわ）の^{うみ}海とみどり豊かな^{ゆた}山々に^{かこ}囲まれ、^{かんさいこくさいくこう}関西国際空港からも^{ちか}近く、^{れきし}歴史と^{ぶんか}文化を大切に^すする住みやすいまちです。

はんなんしぎかい い か ぎかい はんなんしみん せんきょ えら ぎいん
阪南市議会（以下「議会」という。）は、阪南市民から選挙で選ばれた議員により^{こうせい}構成される^{きかん}機関であり、^{にっぽんこくけんぽう}日本国憲法、^{ちほうじちほう}地方自治法（^{しょうわ22ねん}昭和22年^{ほうりつだい67ごう}法律第67号）及び^{はんなんし}阪南市自治基本条例（^{へいせい21ねん}平成21年^{はんなんしじょうれい}阪南市条例^{だい21ごう}第21号）に基づき、^{もと}二元代表制の下、その^{きのも}機能を^{はつき}発揮、^{こうじょう}向上させながら、^{ちほうじち}地方自治の^{ほんし}本旨の^{じつげん}実現を^{めざ}目指します。

ぎかい は、「^{しみん}市民に^{した}親しまれる、^{しみん}市民に^{ひら}開かれた^{ぎかい}議会」、「^こ子どもも^{おとな}大人も^{せいじ}政治に関心を^{かんしん}持ち、^も参加し、^{さんか}挑戦したいと思える^{ぎかい}議会」を^{めざ}目指し、^{しみん}市民との^{きょうちょう}協調の下に^{もと}地方分権の^{じだい}時代に^{かつぱつ}ふさわしい^{ぎかい}活発な^{きず}議会を^{きず}築いていきます。

ぎかい は、「^{さとうみさとやま}里海里山、^{しぜん}自然との^{きょうせい}共生」、「^{れきし}歴史と^{ぶんか}文化」を^{おも}重んじ、^{しみん}市民との^{しんらいかんけい}信頼関係を^{たか}高め、^{あら}新たな^{かち}価値の^{そうぞう}創造に向けて^む持続可能で^{じぞくかのう}未来に^{みらい}つなが

るまちづくりを進めることを決意し、ここに議会及び議員の活動の基本
を定めた最高規範となる本条例を制定します。

【解説】

阪南市議会ではこれまで、市民福祉の向上のため議会の持つ機能の
充実に努めてきました。前文では、阪南市の市域の特徴をはじめ、
本条例の趣旨を示したうえで

- ・市民に親しまれる、市民に開かれた議会
 - ・子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会
- この二つを大きな柱として市民と信頼関係を高め、協調しながら活発
な議会を築く決意を表しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項
を定めることにより、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会の
在り方を明らかにするとともに、更なる議会の活性化を図り、もって
市民福祉の向上と市政の発展及び持続可能で環境にやさしいまちづ
くりに参加することを目的とする。

【解説】

議会や議員の責務、活動について明確にし、議会、議員と市民の
共通認識とすることで、市民福祉の向上、市政の発展はもとより、
持続可能で環境にやさしいまちづくりに参加することをこの条例の
目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

ぎかい かつどうげんそく
(議会の活動原則)

だい2じょう ぎかい しみん こえ しせい はんえい し い し けつていき かん
第2条 議会は、市民の声を市政に反映する市の意思決定機関であり、
つぎ かくごう かか げんそく したが かつどう
次の各号に掲げる原則に従い活動する。

- (1) こうせいせい しみん ひら ぎかい め ぎ
公正性をもって市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと。
- (2) しみん じょうほうこうかい せつめいせきにん は
市民に情報公開と説明責任を果たすこと。
- (3) ぎけつ ちょうきてきてんぼう のぞ
議決にあつては、長期的展望をもって臨むこと。
- (4) てきせい しせい うんえい おこな かんし
適正な市政運営が行われているかを監視すること。
- (5) しみん した ぎかい め ぎ ぼうちょう ぎかい うんえい つと
市民に親しまれる議会を目指し、傍聴したくなる議会運営に努め
ること。

かいせつ
【解説】

ほんじょう だい1じょう さだ もくてき たつせい ぎかい しみん こえ
本条では第1条で定めた目的を達成するために議会を「市民の声を
しせい はんえい い し けつていき かん い ち かつどうげんそく
市政に反映する意思決定機関」として位置づけ、その活動原則について
5つの項目で規定しています。特に「市民に開かれたクリーンな議会」
を め ぎ きょうちょう
目指すことを強調しています。

ぎいん かつどうげんそく
(議員の活動原則)

だい3じょう ぎいん つぎ かか げんそく もと かつどう おこな
第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) ぎかい げんろん ふ およ ごうぎせい きかん じゅうぶん
議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分
にんしき かつぱつ ぎろん おこな ぎいんかん い し そつう えんかつか つと
認識し、活発な議論を行い、議員間の意思疎通の円滑化に努めるこ
と。
- (2) しみん いけん てきかく はあく ちょうさおよ けんきゅうかつどう おこな
市民の意見を的確に把握するために調査及び研究活動を行い、
あわ じ こけん つと
併せて自己研さんに努めること。
- (3) しみん だいひょう しみんぜんたい ふくし こうじょう め ぎ かつどう
市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、
じょうれいまた せいさく ていあん せつきよくてき おこな つと
条例又は政策の提案を積極的に行うよう努めること。

かいせつ
【解説】

ほんじょう だい1じょう さだ もくてき たっせい し みん だいひょう
本条では第1条で定めた目的を達成するため、市民の代表としての
ぎ いん かつどうげんそく さだ かつぱつ ぎろん たいせつ
議員のあるべき活動原則を定めています。活発な議論はもちろん大切で
すが、げんそく ごうぎせい きかん つね にんしき ぎいんかん い し
原則として合議制の機関であることを常に認識し、議員間の意思
のそつう えんかつか つと
疎通の円滑化に努めるものとしています。

し みん だいひょう いちぶ し みん こえ し みん ぜんたい
また、市民の代表として一部の市民の声のみではなく、市民全体の
ふくし こうじょう め ざ めい き
福祉の向上を目指すことも明記しています。

だい3しょう し みん ぎ かい かんけい 第3章 市民と議会の関係

し みん さん かおよ し みん れんけい
(市民参加及び市民との連携)

だい4じょう ぎ かい ぎ いん およ し みん じょうほうおよ い けん こうかん たよう ば もう
第4条 議会は、議員及び市民が情報及び意見を交換する多様な場を設
けるようつと
努める。

かいせつ 【解説】

ぎ かい し みん さん か し みん れんけい せつきよくてき すす
議会は、市民参加と市民の連携を積極的に進めるものとします。
ぐたいてき ほんかいぎ じょうにんいんかい とくべついいんかい げんそく こうかい し みん
具体的には本会議と常任委員会、特別委員会は原則として公開し、市民
がぎ かい ぎろん ないようおよ けっか じょうほう え つと
が議会の議論の内容及びその結果の情報を得やすくするように努める
ものとします。なお、ぎ かい うんえいいんかい かいぎ せいしつじょう ひこうかい
議会運営委員会については会議の性質上、非公開
としています。

ぎ かい しゅどう ぎ いん ぜんいん ち い き で む ちよくせつし みん ほうこく い けん こうかん
議会主導で議員全員が地域に出向き、直接市民に報告・意見交換する
し みん ぎ かい かた ぎ かい ほうこくかい かいさい ひ つづ
「市民と議会の語ろう会」(議会報告会)の開催についても、引き続き
ちようさけんきゅう すす
調査研究を進めるものとします。

だい4しょう ぎ かい しちょうとう かんけい 第4章 議会と市長等の関係

ぎ いん しちょうとう かんけい
(議員と市長等の関係)

だい5じょう ほんかいぎ ぎ いん しちょう た しつこうきかんおよ ほじょきかん
第5条 本会議における議員と市長その他の執行機関及びその補助機関
い か しちょうとう しつぎおうとう ろんてんおよ そうてん めいかく
(以下「市長等」という。)との質疑応答は、論点及び争点を明確に
おこな
して行うものとする。

- 2 本会議及び委員会において、議員の質問に対し答弁をする市長等は、議長又は委員長の許可を得て、趣旨を確認する目的で反問することができる。

【解説】

二元代表制では、議会と市長がともに市民を代表し、この二つの代表機関が常に相互の緊張関係を保持しながら、それぞれの責務と役割を果たしていくことになっています。そうした二元代表制の意義から、質疑応答について論点や争点を明らかにすることを定め、さらに、市長等が議員の質疑の趣旨を確認するための反問権について定めています。

なお、第1項中の「その他の執行機関」とは、教育委員会及び行政委員会を包含しています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第6条 市長等は、政策を提案する場合は、議会の審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項について明らかにするよう努めなければならない。

- (1) 政策提案の趣旨
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の政策との検討内容
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な計画をいう。)との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

- 2 前項の規定は、予算の提案及び決算の認定について準用するものとする。

かいせつ
【解説】

ぎ かい しちょうとう ていあん じゅうよう せいさくとう しん ぎ ろんてん
議会は、市長等の提案した重要な政策等の審議において、その論点を
めいかく ていねい せいさくろんぎ おこな じこう しちょうとう
明確にし、丁寧な政策論議が行えるよう、7つの事項について市長等に
たい せつめい もと さだ
対し説明を求めることができることを定めています。そもそも市長等が
ぎ かい せつめい さい じこう つね いしき ていあん
議会への説明の際にはこの7つの事項を常に意識をしながら提案しなければなりません。

ほんじょうだい 1 こうだい 1 ごうちゅう しゅし こと おこな
なお、本条第1項第1号中の「趣旨」とは、「事を行うにあたっての、
もとにある かんが おも ほうがん
考えや主なねらい」のことを包含しています。

だい5しょう ぎ かい かつどう
第5章 議会の活動

ぎいんかん じゅうとうぎ
(議員間の自由討議)

だい7じょう ぎいん ぎ かい きのう はつきほんかいぎおよ いいんかい
第7条 議員は、議会の機能を発揮するため、本会議及び委員会において、
ぎいんおよ しちょう ていしゅつ ぎあんなら しみんとう ていしゅつ
議員及び市長から提出された議案並びに市民等から提出された
せいがん ちんじょうとう かん ぎいんそうごかん じゅう とうぎ つと
請願、陳情等に関して、議員相互間の自由な討議に努めるものとする。

かいせつ
【解説】

ぎいん ぎ かい げんろん ふ じゅうぶん にんしき ぎいんどうし ぎろん
議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員同士の議論
を尽くすために、必要に応じて議員間の自由討議に努めることを定めて
います。

ぎ かい どくにんせい しちょう おお そうい てん ぎけつ かてい さんび
議会が、独任制の市長と大きく相違する点は、議決する過程で賛否の
いけん そんざい ぎいんどうし ぎろん へ ひと けつろん けいせい
意見が存在しても議員同士の議論を経て、一つの結論が形成されていく
という合議制の機関であるということにあります。

せいさくりつあん
(政策立案)

だい8じょう ぎ かい ぎいん ていあん じょうれい せいていとう しゅだん もち
第8条 議会は、議員からの提案による条例の制定等あらゆる手段を用
いて、せいさくりつあん おこな
政策立案を行う。

かいせつ
【解説】

ぎ かい ち ほう ぶん けん しん てん し み ん た よ う い けん よう ぼう こ た ぎ かい
議会が、地方分権の進展や市民の多様な意見・要望に応え、議会の
せい さく すい じ ゅ ん こう じ ク ォう は か し ち ク ৌ とう か ん し き の う ぎ い ん
政策水準の向上を図るため、市長等への監視機能にとどまらず、議員
てい あ ん じ ク ৌ れい せい てい し ち ク ৌ てい し ゅ つ ぎ あ ん し ゅ う せい さ ま ざ ま ほう ほう
提案による条例の制定や市長提出議案の修正など、様々な方法により
ぎ い ん どう し ぎ ろ ん つ せ つ き よ く て き せい さ く り つ あ ん し ち ク ৌ とう てい げ ん
議員同士が議論を尽くしながら積極的に政策を立案し、市長等に提言し
ていくことを定めていきます。

せい さ く とう ろ ん かい
(政策討論会)

だい 9 じ ク ৌ ぎ かい こう い けい せい え せい さ く とう ろ ん かい かい さい
第9条 議会は、合意形成を得るため、政策討論会を開催することがで
きる。

かいせつ
【解説】

ぎ かい し せい か ん じ ク ৌ じ ク ৌ せい さ く か だ い た い ぎ い ん どう し じ ク ৌ
議会として市政に関する重要な政策や課題に対して、議員同士の自由
な討議を通じて合意形成を図り、積極的な政策提案などを行っていく
ため、せい さ く とう ろ ん かい かい さい さだ せい さ く とう ろ ん かい
政策討論会を開催することができると定めています。政策討論会
の構成及びその設置運営等に関しては別途、十分に調査研究を進めて
いくこととします。

か ん し お よ ひ ク ৌ か
(監視及び評価)

だい 10 じ ク ৌ ぎ かい し ち ク ৌ とう お こ な じ ゅ じ し つ こ う た い か ん し お よ ひ ク ৌ か お こ な
第10条 議会は、市長等が行う事務の執行に対し、監視及び評価を行
う。

2 ぎ かい かい ぜん ひ つ よ う み と し ち ク ৌ とう た い て き せ つ
議会は、改善の必要があると認めるときは、市長等に対し、適切な
措置又は対応をとるよう求める。

かいせつ
【解説】

ぎ かい ぎ け つ け ん ち ほう じ ち ほう だい 96 じ ク ৌ け ん さ け ん ち ほう じ ち ほう だい 98 じ ク ৌ
議会は、議決権(地方自治法第96条)、検査権(地方自治法第98条)

だい 1 こ う ちょうさけん ちほうじちほうだい 100 じょう けんげん こうし
第 1 項)、調査権(地方自治法第 100 条)などの権限を行使することによ
り、市長等の事務執行について適正、効率的、効果的に 行われているか
を監視・調査し、その評価を行うものと定めています。その評価の結果、
ぎょうせい じ む しっこう せいさく かいぜん ぜせい ひつよう みと ばあい
行政事務の執行や政策に、改善や是正の必要があると認められる場合に
は、予算措置や事務・事業の執行にかかる方策の是正、条例の制定や改廃
とう たいおう もと さだ
等の対応を求めることを定めています。

いいんかい (委員会)

だい 1 1 じょう いいんかい せつち はんなんしぎかい いいんかいじょうれい へいせい 3 ねん はんなんちょう
第 1 1 条 委員会の設置は、阪南市議会委員会条例(平成 3 年阪南町
じょうれいだい 4 0 ごう さだ
条例第 4 0 号)の定めるところによる。

- 2 いいんかい しせい かだい てきせつ じんそく たいおう しょかん じ む
委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務の
ちょうさ じっし きのう じゅうぶんはつき
調査を実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

かいせつ 【解説】

ぎかい いいんかい も せんもんせい とくせい い ふたくあんけん しんさ
議会は、委員会の持つ専門性と特性を活かして、付託案件の審査だけ
にとどまることなく、市政の諸課題についても問題意識を持って質疑を
おこな ぎろん ふか きてい
行い、議論を深めるよう規定しています。

かい は (会派)

だい 1 2 じょう ぎいん ぎかいかつどう おこな あ かい は けつせい
第 1 2 条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することがで
きる。

- 2 かい は せいさくけつてい せいさくていげん せいさくりつあんとう さい かい はかん ちょうせい
会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整
をおこな ごういけいせい つと
を行い、合意形成に努めるものとする。

かいせつ 【解説】

かい は ぎかいうんえい えんかつか こうりつか おな いけん かんが かた
会派は、議会運営の円滑化や効率化のため、同じような意見、考え方
も ぎいん あつ けつせい しせい かん しゅしゅ もんだい ためんてき
を持った議員が集まって結成します。市政に関する種々の問題を多面的

に^{とうぎ}討議し、^{ごういけいせい}合意形成を^{はか}図ることにより、^{じゅうじつ}充実した^{ぎかいかつどう}議会活動が^{きたい}期待できる
としたものです。

^{じょうほうはっしん}
(情報発信)

第13条 ^{ぎかい}議会は、^{きぞん}既存の^{ぎかいこうほうし}議会広報誌の^{はっこう}発行に加えて、^{くわ}インターネット
^{はいしんとう}配信等、^{じょうほうぎじゅつ}情報技術の^{はったつ}発達を^ふ踏まえた^{たよう}多様な^{こうほうしゅだん}広報手段を^{かつよう}活用すること
により、^{ぎかいちゅうけいほうそう}議会中継放送を行^{おこな}うなど^{しみん}市民が^{ぎかい}議会と^{しせい}市政に^{ひろ}広く^{かんしん}関心を持^もつ
よう^{ぎかいこうほうかつどう}議会広報活動に^{つと}努めるものとする。

2 ^{ぎかい}議会は、^{ぎかいかつどう}議会活動をは^{ぎあん}じめ、^{たい}議案に対する^{かくぎいん}各議員の^{たいおう}対応を^{こうひょう}公表する
等、^{じょうほう}情報の^{こうかい}公開と^{きょうゆう}共有に^{つと}努めるものとする。

^{かいせつ}
【解説】

^{ぎかいかつどう}議会活動の^{かっせい}活性化及び^{こうりつてき}効率的な^{ぎかいうんえい}議会運営を^{はか}図るために、^{じょうほうつうしんぎじゅつ}情報通信技術
を^{せっきよくてき}積極的に^{かつよう}活用して^{さだ}いくことを^{げんざい}定めています。現在、^{はんなんしぎかい}阪南市議会ではホ
ームページにて^{ぎじろく}議事録をは^{さまざま}じめ様々な^{じょうほうこうかい}情報公開を^{ぎかい}するとともに、^{じょうにんいんかい}常任委員会の^{ようす}様子を^{はっしん}y o u t u b e (ユーチューブ)で^{はっしん}発信をしていま
す。

^{しぎかい}
【市議会ホームページ】



<https://www.city.hannan.lg.jp/shigikai/index.html>

^{ぎかい} ^{いいんかい}
【議会・委員会の y o u t u b e】



<https://www.youtube.com/channel/UC-Lsaa7jtRM1HbwhTKvnnvug>

せいむかつどうひ
(政務活動費)

だい14じょう ぎいん ぎかい やくわりおよ ぎいん しょくむ じゅうぶん にんしき うえ
第14条 議員は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識した上で、
ちょうさけんきゅう た かつどう し せいむかつどうひ こうふ う
調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けること
ができる。

2 ぎいん しょうしよるい こうかい せいむかつどうひ し と とうめいせい かくほ
議員は、証拠書類を公開し、政務活動費の使途の透明性を確保する
ものとする。

3 せいむかつどうひ こうふ べつ じょうれい さだ
政務活動費の交付については、別に条例の定めるところによる。

かいせつ
【解説】

ちほう じち ほうだい100じょうだい14こう きてい もと こうふ せいむかつどうひ
地方自治法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費に
ついて、ちょうさおよ けんきゅう た かつどう し ゆうこう しっこう
調査及び研究その他の活動に資するため、有効に執行するよう
さだ
定めています。

また、せいむかつどうひ う ぎいんまた かいは しゅうしほうこくしよおよ りょうしゅうしよとう
また、政務活動費を受ける議員又は会派は、収支報告書及び領収書等
こうかい し と とうめいせい かくほ きてい
を公開することによって使途の透明性を確保するよう規定しています。

じ せだい と く
(次世代への取り組み)

だい15じょう ぎかい せい じさんか かんきょう ととの しょうちゅうがっこう
第15条 議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への
でまえ こうざ こ ぎかいとう かいさい む かんけいきかん れんけい はか どりよく
出前講座や子ども議会等の開催に向けて関係機関と連携を図り、努力
するものとする。

かいせつ
【解説】

ぜんぶん めいき はんなんしぎかい こ おとな せいじ
前文に明記しているように、阪南市議会では「子どもも大人も政治に
かんしん も さんか ちょうせん おも ぎかい つく ぎかい
関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会」を作るために、議会は
しょうちゅうがっこう でまえ こうざ こ ぎかいとう かいさい む きょういくいいんかい
小中学校への出前講座や子ども議会等の開催に向けて教育委員会や
がっこうきかん れんけい はか ちょうさけんきゅう すず さだ
学校機関と連携を図り、調査研究を進めるものと定めています。

だい6しょう ぎかいおよ ぎかいじむきょく たいせいせいび
第6章 議会及び議会事務局の体制整備

がくしきけいけん ゆう ものとう かつよう
(学識経験を有する者等の活用)

だい16じょう ぎかい ぎあんとう ちょうさおよ けんきゅう あ てきせつ はんだん し
第16条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資す
るため、必要があると認めるときは、ちほうじちほう きてい がくしきけいけん
を有する者等による専門的事項に係る調査並びに公聴会制度及び
さんこうにんせいど かつよう ぎかい いしけつてい はんえい
参考人制度を活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとし
る。

かいせつ
【解説】

ちほうじちほう だい100じょう せんもんてきじこう かか ちょうさ がくしきけいけん
地方自治法第100条の2では、「専門的事項に係る調査を学識経験を
ゆう ものとう さだ どうほうだい115じょう
有する者等にさせることができる」と定められています。同法第115条
の2第1項に規定する公聴会制度や、どうほうどうじょうだい2こう きてい さんこうにん
2だい1こう きてい こうちょうかいせいど どうほうどうじょうだい2こう きてい さんこうにん
の2第1項に規定する公聴会制度や、同法同条第2項に規定する参考人
せいど せいど せつきよくてき かつよう ぎかいしんぎ いいんかい
制度とあわせて、これらの制度を積極的に活用し、議会審議や委員会
しんさ じゅうじつ はか きてい
審査の充実を図ることを規定したものです。

き き かんりたいせい せいび
(危機管理体制の整備)

だい17じょう ぎかい さいがいおよ かんせんしょうとう きんきゅうじたい はっせい
第17条 議会は、災害及び感染症等の緊急事態が発生したときは、
しみん せいめい しんたいおよ ざいさん かん あんぜんおよ あんしん かくほ しちょう
市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長
とう きょうりよく き き かんりたいせい せいび つと
等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

かいせつ
【解説】

ぎかい きんねんたはつ だい きぼ しぜんさいがい はっせい じゅうだい かんせんしょう
議会は、近年多発する大規模な自然災害の発生や重大な感染症のまん
えんとう たいおう ひつよう おう ぎいん こうせい さいがいたいおうしえんほんぶ
延等に対応するため、必要に応じ、議員で構成する災害対応支援本部の
せっち けんとう し しみん しえんかつどう つと きんきゅうじ
設置を検討し、市や市民への支援活動に努めます。あわせて、緊急時で
あってもぎじうんえい とどこお はんなんしぎかいさいがい さくてい
あっても議事運営が滞らないように阪南市議会災害マニュアルの策定
についてちようさけんきゅう すず
についても調査研究を進めます。

ぎいんけんしゅう じゅうじつ
(議員研修の充実)

だい18じょう ぎかい ぎいん せいさくけいせいのうりよくおよ じしつ こうじょう はか ひろ
第18条 議会は、議員の政策形成能力及び資質の向上を図るため、広
く各分野の専門家等を招き、議員研修会を年1回以上開催するものと
する。

かいせつ
【解説】

だい8じょう さだ ぎかい せいさくりつあん すいしん だい10じょう さだ ぎょうせい じ む
第8条に定める議会の政策立案の推進や、第10条に定める行政事務
の監視や評価をするためのスキルの向上のためには、行政課題に対す
る議員の見識を高める必要があるとともに、政策形成や政策立案能力の
向上を図ることが不可欠となることから、各分野の専門家や有識者によ
る研修を行います。

ぎかいじむきょく きのうせいび
(議会事務局の機能整備)

だい19じょう ぎかい ぎかい せいさくりつあんのうりよく こうじょう ぎかいかつどう えんかつ
第19条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑か
つ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実を図る
ものとする。

かいせつ
【解説】

だい5しょうぜんたい きてい ぎかい きのうきょうか とく ぎかい せいさくりつあんのうりよくとう
第5章全体に規定する議会の機能強化、特に議会の政策立案能力等の
機能が十分に発揮できるようにするために、議会活動をサポートする
議会事務局の機能を強化することを定めています。

ぎかいとしょしつ じゅうじつ
(議会図書室の充実)

だい20じょう ぎかい ぎいん ちょうさけんきゅう し ぎかいとしょしつ じゅうじつ
第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に
つとめるものとする。

かいせつ
【解説】

ぎかいとしょしつ ちほうじちほうだい100じょうだい19こう きてい せっち さだ
議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により設置が定め

られており、その充実に努めることを規定しています。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、良心と責任感をもって、品位の保持に努めなければならない。

【解説】

議員は、市民から高い倫理性と義務が求められていることを深く自覚し、市民の代表としてふさわしい品位を保つことを定めています。また、阪南市議会議員政治倫理条例に関しては今後、その設置に向けて調査研究を進めるものとします。

(議員の定数及び報酬)

第22条 議員の定数及び報酬の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに他市の状況等を総合的に検討し、決定するものとする。

2 議員定数の改正については、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員報酬の改正については、阪南市特別職給料等審議会の意見のほか、市民の客観的な意見も十分に考慮するものとする。

4 阪南市議会議員定数条例（平成14年阪南市条例第24号）又は阪南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年阪南町条例第26号）を改正する条例案を議員が提出する場合は、前3項の規定による明確な改正理由を付さなければならない。

【解説】

議員の定数は、地方自治法において条例で定めることとされており、
現在、「阪南市議会議員定数条例」により14人と定めています。

議員の報酬は、現在、「阪南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により定められています。今後も、阪南市特別職給料
等審議会（令和4年11月に開催された当審議会では、現在の議員報酬に
ついては「現行の条例本則の月額に据え置くことが適当」との答申が出て
います。）や市民の客観的な意見も十分に考慮すべきものと定めています。

議員定数や報酬の改正については、市民への説明責任を果たすために、
委員会又は議員が検討経過を明らかにし、改正の理由を付けて議案を
提出することを定めています。その審議の際は、様々な状況や課題、
他市の状況などを総合的に検討するものと規定しています。

第8章 条例の位置づけと補則

（条例の位置付け）

第23条 この条例は、議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範で
ある。

【解説】

本条例は、議会・議員に関して、最も重要かつ基本的な事項を定め
たもので、議会と議員に関する事項を定める本市例規体系における最
高規範です。そのため、この体系に属する例規を制定、改廃する場合には、
本条例の趣旨を尊重し、整合性を図る必要があります。

（条例の見直し）

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の
変化等を勘案するとともに、議会運営に係る評価と改善を行うため、

とくべついいんかいとう せっち
特別委員会等を設置し、この じょうれい きてい
条例の規定について けんとう くわ
検討を加え、その
けっか もと
結果に基づいて ときせつ そち こう
適切な措置を講ずるものとする。

かいせつ
【解説】

ぎ かい ほんじょうれい た
議会は、本条例が絶えず しみん いけん しゃかいじょうせい がっち
市民の意見や社会情勢に合致しているのかを
すく ねん 1 かい いじょう せいふくいんちよう せっち とくべついいんかいとう ひょうか けんとう
少なくとも年1回以上、正副委員長を設置する特別委員会等で評価・検討
します。また、これについては しみん じょうほうこうかい げんそく
市民への情報公開を原則とします。
しんちょう ひょうか けんしょう うえ ひつよう おう ぎ かい ほんじょうれい かいせい
慎重に評価・検証した上で、必要に応じて、議会として本条例の改正
うんよう みなお どう そち こう かいせいとう あ しみん
や運用の見直し等の措置を講じますが、改正等に当たっては市民への
せつめいせきにん は かいせいりゆう しょうさい せつめい
説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと
さだ
定めています。

ふ そく
附 則
この じょうれい
条例は、 れいわ
令和 ねん
年 がつ
月 にち
日 から しょう
施行する。